

# 令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

船橋市立海神小学校

## 1 いじめの防止策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響をその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの定義)

いじめ防止対策推進法第2条の基づき、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。いじめあるいはいじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに教職員および保護者に知らせる。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、教師の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言）や体罰がいじめを助長する可能性があることを全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。

### (保護者の責務)

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う。また、日頃から児童の様子について注意深く観察し、児童がいじめを受けた場合、あるいはその疑い、心配がある場合について、児童の心身に寄り添い、学校と連携して解決していく。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの未然防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。（生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開、豊かな人間関係作り実践プログラムの実施等）
- ・児童がいじめの問題について学び、児童が意義を理解し主体的に参加できる活動になるように支援する。（児童会や道徳・特別活動などの授業の中で、児童が主体的に考えたり活動したりする機会を作る。）
- ・いじめの加害・被害だけでなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する恐れがあることを知らせ、「いじめゼロ宣言」などでいじめは絶対許さないという理解を促すようにする。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、学校だよりや保護者会などで地域や保護者に啓発を行う。

## ②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめの早期発見をするために、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施する。
- ・管理職による学校生活アンケートを実施し、より広い目で、いじめの早期発見に努める。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う（月2回程度の教育相談日、教頭が窓口の相談常時）

## ③いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。（教師による体罰や暴言や暴力が及ぼす影響や過度の競争意識による影響についても考える機会を設ける。）
- ・生徒指導部会、職員会議などで、配慮を要する児童について実態や支援方法を共通理解する。

## ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるようにするための必要な啓発活動として「インターネットにおけるいじめ」について研修会を適宜行う。

## ⑤いじめ防止対策に関する啓発活動

- ・海神小学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、家庭や児童への資料の提供や相談窓口の周知につとめる。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめ防止等の対策のための措置

- ・いじめ防止等を実効的に行うために、以下の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、長欠担当者、特別支援コーディネーター、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー  
※場合によっては、該当児童担任と学年職員

＜活動＞

- ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する児童の理解を深めること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が機能しているかを点検、見直しをする。

＜開催＞月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

＜連絡体制＞ 発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

※緊急時は、臨機応変に対応

### ②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育活動を受けられるために、カウンセラー等の支援や別室で学習する等の配慮が必要なときは、一定期間行う措置を講じる。
- ・いじめ加害者や周辺の児童への聴き取り調査をし、いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要

な措置を講ずる。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては，教育委員会及び船橋警察署と連携して対処する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，以下の対処を行う。

- ①重大な事態が発生した旨を，船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤学校の組織と教育委員会，警察などの関係機関が連携し，重大事案について真摯に対応する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取り組みを評価する。

- ・学校は，いじめの早期発見，早期解決に取り組んでいる。
- ・スクールカウンセラーや「いじめ相談窓口」を何かあった時の相談場所と考えている。

### (5) いじめ防止対策年間計画

	活動	関連行事	備考
4月	○いじめ問題への対応に関する共通理解 ○「海神小の約束」の徹底	○懇談会 ○学区訪問	・引きつぎ事項の確認 ・クラス替え後の児童の様子把握
5月	○学年間の情報交換		・学年会等での情報交換
6月	○「命を大切にす」授業を各クラスで実施	○授業参観	・兄弟学級の交流
7月	○いじめアンケートの実施・集計 ○「命を大切にしようキャンペーン」の実施	○個人面談	・アンケート結果の分析 ・児童の様子の把握 ・気になる児童への面談
8月	○校内研修予定	○研修会	・生徒指導全般の研修
9月	○夏休み明けの情報交換 ○人権学習 3年	○人権学習(人権擁護委員会)	・学年会等での情報交換 ・学級での所属意識を高める
10月	○前期終了(反省)後期開始		・兄弟学級の交流
11月	○いじめ撲滅に向けた啓発活動(全校朝会)	○音楽会	・全校朝会での講話
12月	○いじめアンケート実施・集計	○音楽会 ○個人面談	・児童の様子の把握 ・気になる児童への面談
1月	○冬休み明けの情報交換		
2月	○1年間のまとめ(反省)	○授業参観・懇談会 ○6年生を送る会	・6年生を送る会 (感謝の気持ちを込めて)
3月	○いじめアンケート実施・集計 ○中学校への引き継ぎ資料の	○卒業式に向けて	・アンケート結果の分析 ・卒業に向けての達成感

	作成 ○校内引き継ぎ資料の作成 ○次年度に向けての心構え		・資料の作成
--	------------------------------------	--	--------

◎緊急時相談窓口

学校窓口（教頭，生徒指導主任，養護教諭） 047-431-2551

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（24時間）

船橋市青少年センター 047-431-3749（月～金）9時～17時

船橋市総合教育センター 047-422-7734（月～金）9時～17時

京葉地区少年センター 047-422-8709（月～金）8時30分～17時

船橋市家庭児童相談室 047-409-3469（月～金）9時～17時

船橋市家庭児童相談室(子供専用) 0120-087-425（月～金）9時～17時